

平成29年第11回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年11月24日(金) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 14名

1番 坂下 正幸

8番 田中 喜義

15番 森山 博

2番 石倉 稔

9番 新澤 晟

16番 新谷 義治

3番 谷内 吉夫

(欠席)

17番 田上 正男

4番 山本 秀夫

11番 山崎 覺治

5番 森谷 正美

(欠席)

(欠席)

13番 東 克芳

7番 向面 正一

14番 大宮 正

(2) 欠席委員

6番 安 津久人

10番 岩坂 一明

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第33号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について

7 報告事項

(1) 報告第26号 農地法第3条の3の規定による届出について

8 議事

開会 10:00 閉会 10:54

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、14名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第11回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号9番 新澤 晟 委員 及び 議席番号11番 山崎 覺治 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第31号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第31号の農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。 【議案第31号、1番から3番を議案書をもとに朗読】 なお、全ての申請について農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

事務局	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 4 番 大宮 正委員よりご意見をお願いいたします。</p>
大宮委員	<p>22 日に譲受人と現地を確認してきました。現地は県道より山の方の農地であり、恐らく 30～40 年ほど前に植林しており木が生えている状況でした。耕作するものにも影響はないと見てきました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。次に申請番号 2 番と 3 番について地区担当委員議席番号 3 番 谷内 吉夫委員よりご意見をお願いいたします。</p>
谷内委員	<p>私も 22 日に現地調査をしてきました。2 番については譲渡人と妹さんの 2 人から話を聞いてきました。譲渡人は 10 年ほど前に帰郷しましたが耕作せず譲渡人の兄弟が耕作しており、譲受人が帰ってきてから耕作するという事でそれまではこれまで同様に耕作する予定との事です。耕作者の名義の変更があっても何ら周囲に影響を及ぼす事はないと確認してきました。</p> <p>次に 3 番についてですが、譲受人は私の隣家の方でして譲受人は譲渡人の親が高齢になってから 20 数年耕作してきました。その間に 2 人の間で譲受人が作りやすくなるようにしながら今日に至り、所有権の移転の話になったようです。これについても周辺に及ぼす影響はまったくないと判断して参りました。以上です。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
大宮委員	<p>現地調査に行って、なぜあのような樹木を植えているところに申請が出てきたのか譲受人から聞かれました。どうしてこのような申請が出てくる事になったのですか。</p>
事務局	<p>木を植えられ植林状態という事ですが、市内でも同様のところはある、許可を受けずに植えられたという事も現実的にあります。本来、植林の許可を受けた上で植えるべきです。植えられた当時に当時の委員さんが把握されていたかは不明ですが、そのまま現在に至ったという事です。</p> <p>その中で方法として 2 つありまして、非農地として取り扱うか、登記上は農地ですので 3 条の許可を受けた上で譲受人が非農地の証明を受けた</p>

	<p>上で地目を変更するかです。今回は3条の許可申請に至ったという事です。</p>
大宮委員	<p>このような事例はたくさんあると思いますが、譲受人は譲渡人のおじさんにあたりますが実家は既に空き家になっています。譲渡人が家や土地を処分する際に残っていたみたいで、他の畑などは譲受人の兄弟に譲渡されているようです。現在の状況からして農業委員会の許可ではないかと思ひ発言しました。</p>
事務局	<p>これまでについては所有者からの非農地の申請しかありませんでしたが、農地法改正に伴い非農地の通知も出来るようになりましたので、対応できればと思います。</p>
石倉委員	<p>現地確認した日についても議事録に残りますね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
石倉委員	<p>そうすると今回提出された現況地目が田になっているこの根拠が何になるかが重要になると思いますが、現地確認は22日にして24日に田として出てきたとなると資料的なものとして整合性として、申請者が言ったものかだれが言ったものなののでしょうか。</p>
事務局	<p>議案書の現況地目については、申請書の現況地目を採用せず農地台帳の地目を使用しています。それについては、数年前の全筆調査を基にしています。石倉委員のおっしゃりたいのは、この申請にあたり申請者が確認してきた現況地目を使用しないのかという事ですよね。</p>
大宮委員	<p>以前にきちんと入れておかなければならなかったですね。</p>
事務局	<p>そうですね。以前の調査の際に山林となっていれば昨年から発送している非農地通知の対象となったと思います。</p>
石倉委員	<p>新たに申請があった場合には本人に確認して、登記上農地であっても状況確認した時にはどうであったからという事なら良いのですが、数年前</p>

	の状況がと言われるとどうかと思います。
事務局	台帳から落とす際には総会での決定が必要となりますし、ある程度まとまった段階で行う必要があると思っています。
石倉委員	それでは議事録にも残る訳ですし、台帳上は農地ですが委員が確認したときは山であったとはっきりした方が良いと思います。
議長	ほかに質問はないでしょうか。それでは質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第31号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第31号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第32号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書8ページをご覧ください。議案第32号の農地法第5条の規定による所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。 【議案第32号、1番から3番を議案書をもとに朗読】 申請地については、平成27年5月22日に一時転用の許可となっているものです。今回、トンネル工事の延長に伴う期間延長の申請であり、用途などについては変更ありません。なお、平成31年4月以降については県が直接事業主体となる予定と聞いております。
議長	それではこれより質疑を許します。
大宮委員	確認ですが広域農道のトンネルですか。

事務局	そのとおりです。椎木から小山の反対側です。
議長	ほかにございませんか。それでは質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第32号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第32号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第33号】の農用地利用配分計画の決定について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書11ページをご覧ください。議案第33号の利用権設定各筆明細です。今月は2件です。 【議案第33号、1番から2番を議案書をもとに朗読】
議長	それではこれより質疑を許します。
石倉委員	貸借料が野菜となっていますが、このとおりですか。
事務局	こちらは2段書きとなっていて使用貸借の時は空欄となっていて作物のみが出る事となっています。
議長	ほかにございませんか。質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第33号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。

	<p>よって【議案第33号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【報告第26号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書14ページをお開きください。報告第26号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は2件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】</p> <p>以上合計4筆3,371㎡で内訳は田が3,371㎡です。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第26号】を終わります。</p> <p>以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。</p> <p>「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については田中委員より報告をお願いいたします。</p>
田中委員	<p>(田中委員より「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」の報告)</p>
議長	<p>それでは第11回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。</p> <p>どうもご苦労さまでした。</p>

平成29年11月24日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員 9 番

署 名 委 員 1 1 番
